

税務課・税務署からのお知らせ

【土地・家屋の納税義務者に変更があった場合の届出】

相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合や、納税義務者が亡くなった後に変更を行っていない場合は、納税義務者の変更をお願いします。

【家屋を取り壊したら】

家屋の固定資産税は毎年1月1日に現存する建物に課税されます。家屋を取り壊した場合は、取り壊したことをお申出ください。



【償却資産の申告は1月25日まで】

償却資産を所有の方は、1月1日現在の償却資産について、その状況(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)を1月25日(火)までに申告してください。

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している(使用している、いないは問いません)機械・器具・備品などで他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

申告の対象とならない場合

- ・耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの。
- ・税務会計において、取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに3年間で一括償却する場合。

問い合わせ
税務課 内線255・256

【所得税の還付申告書は1月から提出できます】

税務署の窓口では、1月4日(火)から所得税の還付申告書の提出を受け付けています。申告期間中は混雑が予想されますので、お早めの申告をお勧めします。また、還付金の受取りは、ご本人の預貯金口座をご指定ください。

国税庁では、税金の電話相談(タックスアンサー)やホームページでの申告書の作成案内を行っていますのでご利用ください。電話相談

- ・東京 (03)32213 2222
- ・横浜 (045)641 2222

国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp>)

問い合わせ



平塚税務署 個人課税部門
(22)1400

磯つ子レポート No.8

今回は11月27日・28日に行われた「おおいそ文化祭」についてレポートします。

滄浪閣にて行われたおおいそ文化祭には、大勢の人がいて、とてもにぎわっていました。会場の中は、展示コーナーと体験コーナー、発表部門に大きく分かれていました。

会場を華やかにしていた生花の展示や、風景や動物などを写した写真のコーナー、その他、俳句や油絵、水墨画などが大きな会場に展示され、私はどこかの美術館に来たような感覚になりました。

2階の展示会場では、大磯の照ヶ崎海岸に飛来するアオバトを観察し、その生態について写真や絵が展示されていたり、壁に黒い布を貼り、その上にオリオン座や北斗七星などの星を散りばめたコーナーがありました。離れた所から望遠鏡を使って、机に置かれた天体の絵を覗くと、本当に夜空を眺めているような気分を味わえました。

体験コーナーには粘土細工や陶芸、布で小物を作るコーナーなどがあり、教える人も体験する人も、皆楽しそうに作っていました。

中でも、絵手紙コーナーでは、絵ハガキの大きさに果物や花などを題材に描き、好きな言葉を入れて、絵手紙を作っていました。最近ではパソコンを使った年賀状が多いので、こうした手作りの年賀状をもらったら、誰でもうれしいと思いました。



絵手紙づくりを体験

私は粘土づくりとお抹茶を体験したかったのですが、たくさんの人で混んでいて、残念ながら体験できませんでした。また、吹奏楽などの演奏も時間がなくて見るのができませんでした。来年は時間に余裕を持って、大磯の様々な文化に触れたいと思います。

(森山美幸)

問い合わせ
企画室 内線207